

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

2023年（令和5年）10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が開始されます。同制度のもとでは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者の登録申請の受付は2021年10月より開始されておりますので、国税庁のホームページ等をご確認いただき、制度をご理解いただいたうえで、適宜ご準備・ご対応ください。

国税庁 H.P

[インボイス制度の概要 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

[特集 インボイス制度 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

本学につきましては、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下にお知らせいたします。

適格請求書発行事業者登録番号 : T5010005007398
氏名又は名称 : 国立大学法人東京大学
本店又は主たる事務所の所在地 : 東京都文京区本郷7丁目3番1号

※適格請求書発行事業者公表サイト（国税庁）からもご確認いただくこともできます。

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

<本件担当・問合せ>

東京大学財務部決算課財務分析チーム

連絡先：03-5841-2126

Mail : zaimubunseki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp